

20151130_農業情報総合研究所／農業政策研究会_議事録

日時：2015年11月30日（月）19:00—21:00

場所：東京・銀座「銀座会議室」

テーマ：都市農業の役割と基本法制定

発表者：越智隆雄さん（衆議院議員）

参加者：16人（発表者を含まない）

（NPO 法人理事長、会社経営、会社員、公務員、行政書士、司法書士など）

目次：

0. はじめに
1. 問題意識
2. 都市農業振興基本法
3. 政策形成
4. これからの課題

発表：

0. はじめに

政治家は「ローメーカー」であるとともに「バリューメーカー」です。本日テーマの、都市農業については政治家として、シュアな情報をもとにお話しをします。

1. 問題意識

- (1) 「都市農業」の広がり

①昨日は、世田谷区にて農業祭りが開催されていました。上祖師谷で生産されたパプリカが販売されていました。野菜や花が販売されているだけでなく、餅つきも行われました。②世田谷区の桜丘の農園ではにんじんが生産されているだけでなく、養蜂も行われています。③元麻布農園は都心の真ん中で農作業ができるスペースです。④アグリス成城は小田急線沿いにつくられた市民農園です。⑤世田谷区役所は「ふれあい農園MAP」を作成し、配布しています。この地図を見ると、世田谷区の農家がどこにいるかがわかります。

- (2) 都市農地の減少

このように「都市農業」への関心は高まっていますが、都市農地は減少しています。政策上の都市農業の定義と一般の感覚の都市農業とがずれています。たとえば、農林水産省の都市農業の定義は「市街化区域内農地とその周辺で営まれる農業」です。この都市農業における農家戸数は全体の9%、販売金額は9%です。特徴としては、経営規模は比較的小規模で、野菜の生産が中心です。また、不動産所得が多くなっています。本日のテーマとしては、その面積8万ヘクタールの中の、宅地化の要請が大きい三大都市圏が対象となります。この三大都市圏の農地にて、家族でずっと農業を続けるという条件で相続税の納税猶予を行うのが生産緑地です。

1. 5万ヘクタールになります。

世田谷区の農地も減少しています。この20年で、耕作面積は半減し（211ヘクタール→98ヘクタール）、農家戸数も4割減（601戸→350戸）となりました。

- (3) 都市農業と都市農地

政策上の都市農業の定義と一般の感覚の都市農業とのギャップが生じています。また、一般の感覚の都市農地は都会で農作業を行って入ればすべて含まれていると考えているかもしれませんが。しかし、政策作りのためには、都市農地について、農家が所有している法律上の農地であることが対象となります。この意識が必要になります。

2. 都市農業振興基本法

(1) 都市農業を取り巻く環境変化

①人口減少期に入り宅地供給ニーズが低下しています。②都市住民の都市農業・都市農地に対するニーズが高まっています。③事業承継に対する認識も高まっています。④農地改革・JA改革による農業改革の機運も高まっています。

(2) 基本法制定の背景

宅地化との関係ですが、都市農地を守ろうとする農林水産省と宅地化を進めようとする国土交通省とのせめぎ合いになっています。また、バブル崩壊が大きく影響しています。バブル崩壊後の1992年に、バブルのピークに対応するための宅地化税制ができてしまいました。都市農地については、いったん国土交通省の所管となりましたが、その後、農林水産省も関与する形に戻りました。税制との関係ですが、財務省は相続税、総務省は固定資産税の増収をさせようとしています。

財務省が都市農地の相続税を得るためには、都市農地を守るための納税猶予制度は不要ということになります。

(3) 基本法の制定と内容

基本法は議員立法として国会に提出しました。所管は農林水産省と国土交通省になります。基本理念の1つには、「都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用および適正な保全が図られるべきこと」となっています。都市農業者が何代もかけて、都市農地を守ってきたことを評価するものです。また、都市住民の都市農地への理解も評価されています。たとえば、東日本大震災発生の際には、世田谷区の農地にある農具を入れるハウスに近隣住民が避難しました。そして、本年4月、全会一致で可決成立しました。

今後、法制上、財政上、税制上、金融上の具体的な措置が焦点になります。また、基本的な施策として、次のものが挙げられます。①農産物供給機能の向上、担い手の育成・確保、②防災、良好な景観の形成、国土・環境保全等の機能の発揮、③的確な土地利用計画策定等のための施策、④都市農業のための利用が継続される土地に関する税制上の措置、⑤農産物の地元における消費の促進、⑥農作業を体験することができる環境の整備、⑦学校教育における農作業の体験の機会の充実、⑧国民の理解と関心の推進、⑨都市住民による農業に関する知識・技術の習得の促進、⑩調査研究の推進です。都市農業の定義が市街化区域ではなく「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」とされています。

来年夏に公開される基本計画の策定のため、農林水産省と国土交通省で研究会が開かれています。11月の小委員会では「検討の方向性」ついてが話し合わせ、論点と課題として「多様な主体（食品事業者、都市住民等）との連携を促進することが必要ではないか」とされました。また、税制上の措置について「相続税の特例措置（貸借した場合も納税猶予を適用）や固定資産税の特例措置について、税の公平性等の観点から、土地利用規制とのバランスを考慮することが必要」とされました（ただし、厳しい規制や義務の負担を強いられるようだと、転売・転用の動機になってしまう可能性がある）。来年1月からは審議会となります。なお、地方基本計画については任意とされています。

基本法は理念法です。世の中を変えていくための価値観を提示するものです。

3. 政策形成

(1) 自民党における動き

今回の政策形成は10年がかりでした。2005年3月、自民党にて「都市農業研究会」が発足されました。2006年11月、東京都選出の議員にて「都市農政勉強会」を立ち上げました。こちらは、2007年6月に「議連」に改組しました。また、2007年2月、「都市農業

を考える若手議員の会」を立ち上げ、2007年6月、「都市農政進行施策の骨子」(案)をプレゼンテーションしました。この骨子は「都市農業振興基本法の制定」と「新都市農地保全制度の創設」を目指すものです(この時に「永久農地」の試案もありましたが、農家の反応はよくありませんでした)。左記とともに、遺産取得課税方式による相続税制改正については、農地を細分化するものとして反対を表明し、2008年12月の実施を止めることができました。その後の民主党政権下でも、都市農業に関する農林水産省の検討会と国土交通省の小委員会が開催されていました。

自民党の政権復帰後に、2014年5月に「都市農業に関する勉強会 中間取りまとめ」を提案するなど動きを加速させ(議員立法といっても役所との調整が必要です)、2015年4月、「都市農業振興基本法」を国会の全会一致にて可決成立させることができました。

(2) 議員としての動き

①政策研究会ワークショップ、②政府与党幹部との意見交換会、③地元JAとの意見交換会、④地元産青果物の配布などを行いました。意思決定の影響力を有している方をお招きして、都市農家は「金持ちの道楽」というイメージを覆すことを行いました。また、数百人規模の聴取者がいることで都市における関心の高さを示すとともに、世田谷産の青果物の豊富さ・美味しさを知ってもらいました。

(3) 関係者の動き

①2007年5月、会員制貸し菜園「アグリス成城」がスタート、②2007年10月、JA東京中央の「農業感謝祭」の開催、③2008年4月、二子玉川にJA東京中央経営の「ファーマーズマーケット」が開店、④2008年8月、農林水産省に「都市農業室」が設置などです。

4. これからの課題

一般の感覚の「都市農業」と政策上の「都市農業」をどうからませていくか? そして、それをいかにサポートしていくか? を考えていく必要があります。また、人口減少、高齢化が加速する中で都市農業の方向性をいかに導けるか? また、グローバル化の中で、観光資源や輸出資源として都市農業をいかに位置付けていくか? も考えていく必要があります。

以上